

業務指示書

バングラデシュ国省エネルギー推進融資事業 協力準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年3月18日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年3月23日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：省エネルギーに係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとし、
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとし、

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/省エネルギー）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：省エネルギー全般に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ及び南西アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 省エネルギー技術】

- 1) 類似業務の経験：省エネルギー技術に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び南西アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 経済・財務分析】

- 1) 類似業務の経験：経済・財務分析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年3月27日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

(○) 本業務における直接人件費単価は2015年度単価を上限とします。

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BDT1 = 1.561 円, US\$1 = 119.03 円, EUR1 = 134.68 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/省エネルギー
省エネルギー技術
経済・財務分析

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.17 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年4月13日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
 バングラデシュ国省エネルギー推進融資事業 協力準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(26.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括/省エネルギー	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 省エネルギー技術	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 経済・財務分析	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」）は平均約 6%の堅調な経済成長を遂げており、電力・一次エネルギー需要が急増、需給ギャップが拡大している。2013年の電力需要 8,349MW に対し、供給は 6,675MW であり、また一次エネルギーの約 5割、発電エネルギーの約 8割を占める国産の天然ガスも、潜在需要 2,543 百万立方フィート/日 (MMscfd) に対し、供給は 2,197MMscfd と深刻な不足状態にある。かかる状況下、バングラデシュ政府はエネルギー源の多様化や発電設備の整備を通じ、供給体制の強化を図ってきたが、需給ギャップ解消には供給面の改善のみでは不十分であり、省エネルギー化の実現等、需要面の対策も喫緊の課題である。

需要面に関しては、バングラデシュにおける省エネルギー関連制度は未整備であり、政府による電力・ガス料金の低価格設定も相まって、民間の省エネルギー意識も低い。バングラデシュ政府は第 6 次 5 年計画（2010/11～2014/15 年度）の中でエネルギーの利用効率向上を喫緊の課題と位置づけ、2012 年に省エネルギー促進を所掌する規制機関として、「持続・再生可能エネルギー開発庁 (SREDA)」を電力エネルギー鉱物資源省の下に設立した。現在 SREDA は JICA の支援を受け、省エネルギー政策全体の方針・関連制度の制定に着手し、省エネルギー制度策定に向けた取り組みを実施している。

しかしながら、市場の省エネルギー意識が低い中では、制度整備のみによる抜本的な省エネルギー化の達成は困難である。拡大する需給ギャップの解消に向けては、需要側の省エネルギー設備導入及び制度運用のためのインセンティブ付けが必要であり、低利融資などの具体的な取り組みを図っていく必要がある。

JICA はこれまで電力エネルギー鉱物資源省 (SREDA 担当省) に対して省エネルギー規則のドラフト策定に関する支援を実施している。また、2014 年 1 月から 2015 年 3 月にかけて「省エネルギーマスタープラン (M/P) 策定プロジェクト」を実施し、バングラデシュにおける省エネルギー M/P 案の作成、SREDA の組織体制構築を含めた今後のアクションプランの整理、本 M/P 案の公共セクター、民間セクターへの周知等を行った。

我が国の「対バングラデシュ人民共和国国別援助方針」（2012 年 6 月）では、経済・産業活動の重大な障害となっている電力・エネルギーの大幅な改善（供給量拡大及び効率化）が喫緊の課題として位置付けられている。また、JICA は「対バングラデシュ人民共和国国別分析ペーパー」（2013 年 4 月）において「電力・エネルギー安定供給」を重点課題として示している。

本件協力準備調査は、上記の経緯を踏まえ、本事業の目的、対象地域、事業スコープ、事業費、事業実施体制、運営維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な情報の収集及び分析を行うことを目的として実施するものである。

2. 本事業の概要

(1) 事業名

省エネルギー推進融資事業

(Energy Efficiency and Conservation Promotion Financing Project)

(2) 事業目的

本事業は、経済成長に伴いエネルギー需給が逼迫しているバングラデシュにおいて、ツーステップローンによる譲許的融資や省エネルギー機材導入に関する技術支援を通じて省エネルギー機材の導入を促進し、エネルギーの利用効率の向上を図り、もってエネルギー需給の安定および気候変動の緩和に資するものである。

(3) 事業概要

- 1) ツーステップローン資金供与：SREDA の提携金融機関を経たツーステップローン
- 2) コンサルティング・サービス：事業実施促進、省エネルギー機材導入に係る技術面の支援、省エネルギー制度構築に向けた課題特定等

(4) 対象地域

バングラデシュ全土

(5) 相手国関係機関

- 1) 事業実施機関：インフラストラクチャー開発公社 (Infrastructure Development Company Limited : IDCOL)、SREDA
- 2) 操業・運営／維持・管理体制：IDCOL、SREDA

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

- 1) ハリプール新発電所建設事業 (2007 年度、2009 年度、継続中)
- 2) 石炭火力発電マスタープラン調査 (2009 年度)
- 3) 電力政策アドバイザー専門家 (2009 年度、継続中)
- 4) 天然ガスセクター情報収集・確認調査 (2011 年度)
- 5) ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設事業 (2012 年度、継続中)
- 6) 全国送電網整備事業 (2012 年度、継続中)
- 7) 再生可能エネルギー開発事業 (2012 年度、継続中)
- 8) 省エネルギーマスタープラン策定プロジェクト (2013 年度、継続中)
- 9) 電力セクターマスタープラン改訂に係る基礎情報収集調査 (2014 年度、継続中)

3. 業務の目的

本業務は、円借款の要請のあった「省エネルギー推進融資事業 (バングラデシュ)」について、基礎情報の収集・整理、事業計画の策定、事業実施及び運営・維持管理体制の検討、環境社会配慮事項の確認等を通じ、本事業の目的、対象地域、事業スコープ、概略事業費、実施スケジュール、実施方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会面への配慮等、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 対象地域

バングラデシュ全土

5. 業務の範囲

本業務において、「3. 業務の目的」を達成するために、「7. 業務の内容」を実施し、調査の進捗に応じ「8. 成果品等」に記載の報告書を作成するものとする。

6. 実施方針及び留意事項

(1) サブプロジェクトの選定

省エネルギー事業に対する融資の意義について、市中の金融機関は理解・関心を示しているものの、現時点では市場需要が未発達であり、市場における事例が足りないことが課題となっている。そのため、本事業では、一次貸付により省エネルギー事業への融資実績を作ることとし、SREDAが選定基準に基づき選定した企業に対し、IDCOLを通じてパイロット的に融資を行う。また一次貸付と並行して、これら事例に基づきSREDAが企業・市民に対して省エネルギーの意識の向上、省エネルギー機材導入に関する周知活動、市場喚起を行い、二次貸付では、一定基準を満たした市中の金融機関を介して企業への融資を行う。

一次貸付の融資対象については、現在バングラデシュ政府にて省エネルギー化に向け、①エネルギー管理、②家電ラベリング、③環境建築基準（Green Building Code）の三つの施策導入が主に検討されていることを踏まえ、各施策が主たる対象とするセクターや事業者に関連する機材およびエンドユーザーを選定することとする。

尚、一次貸付の融資対象事業（以下、サブプロジェクト）は本事業の開始後に選定するため、本業務では、一時貸付先となる企業の選定基準、サブプロジェクトの選定基準及び選定方法・プロセスを明確にした上で、サブプロジェクト候補のリストアップまでを行う。また、二次貸付時の仲介金融機関の選定基準及び選定方法・プロセス、仲介金融機関からエンドユーザーへの融資基準を明確にする（二次貸付の際は仲介金融機関を介した融資となるため、サブプロジェクトの選定は行わない）。

(2) 公的支援の必要性・日本の知見の活用

省エネルギー機材導入への融資を行うに際して、ODAという譲許性の高い公的資金を原資としてIDCOLが支援を行う必要性について検討を行う。省エネルギー分野においてはドイツ国際協力公社（GIZ）、USAID等のパイロット的な支援が既に実施されていることから、他の支援機関と比較した際に、今後JICAが日本のODAという公的資金を活用して支援を行う必要性について十分留意して調査を行う必要がある。

また、日本のODAによる支援の妥当性について、我が国のエネルギー・気候変動対策政策において掲げられている省エネルギーを途上国へ移転協力する観点から検討する。その際に、日本で再生可能エネルギー、省エネルギー関連事業の調査やパイロット事業を積極的に支援している新エネルギー・産業技術開発機構（NEDO）が、南アジア

地域（主にインド）において複数の調査を実施し知見を有していることから、NEDOによる関連の調査結果・パイロット事業の成果等を踏まえた検討を行う。

（３） 本邦技術の活用検討

本業務においては、省エネルギー機材に関して日本が国際的な比較優位を有する実績、先進的な技術、制度、ノウハウ等を、必要に応じ本邦企業にもヒアリングした上で検討する。本事業において十分な事業効果が期待できるものについては、バングラデシュにおける適応可能性、必要性、技術移転のニーズ、維持管理の可否輸出入規制等との整合性の観点から実現可能性を十分調査し、必要性・妥当性が認められた場合は本事業のコンポーネントや本事業に附帯する技術支援として具体的な提案を行うこと。

（４） 他ドナーとの連携・役割分担

アジア開発銀行は繊維、鉄など 6 セクターに対する省エネ融資プログラム実施、GIZ は SREDA に対する組織運営や職員研修などの技術支援、世界銀行は家庭を対象とした白熱電灯から電球型蛍光灯への転換支援、国連開発計画は家電製品を中心とした省エネルギー基準制定及びラベリング制度導入支援を実施していることから、他ドナーによる支援と本事業の補完関係、協調可能性につき、資金協力・技術協力の双方の観点から検討を行う。

（５） 日本へのバングラデシュ政府関係者招聘

本事業は省エネルギー機材導入に関する譲許的融資及び技術支援を通じて省エネルギー機材の導入を促進するものであり、バングラデシュ政府の事業関係者にとっては事業計画の策定、対象省エネルギー機材の選定等、幅広い分野における知見の向上が必要であり、本業務では招聘により知見の向上を支援する。招聘の対象者には直接の実施機関である SREDA、IDCOL、電力鉱物エネルギー省等、本事業に関与する職員を広く含めることとする。招聘対象者の選定に際してはバングラデシュ側関係機関及び JICA と十分に協議を行い、円滑な事業実施に資する効果的な人選を行う。

（６） 現地ワークショップの実施

バングラデシュダッカ市にて、バングラデシュ政府、企業に対し、省エネルギー化に対する理解促進、省エネルギー機材導入に関する技術支援、紹介を目的とした現地セミナーを開催する。セミナー参加者の選定に際してはバングラデシュ側関係機関及び JICA と十分に協議を行い、円滑な事業実施に資する効果的な人選を行う。

（７） 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の結果は、本事業に対する審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることになる。本業務で取りまとめる事業内容は、本事業の原案として取り扱われることになることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で十分に JICA と協議すること。

また、本業務で検討・策定した事項が、バングラデシュ関係機関への一方的な提案とならないように、バングラデシュ政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

ただし、本業務は円借款供与（本事業の実施）を約束するものではないことに留意し、バングラデシュ関係者に本業務結果がそのまま円借款事業として承認されるとの

誤解を与えないよう留意すること。

(8) 審査の重点項目

本業務の結果を本事業の審査の検討資料とするために、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。

- 1) 調達方法
- 2) 概略事業費
- 3) 事業実施機関の実施体制
- 4) 運営・維持管理体制
- 5) 運用・効果指標
- 6) 環境社会配慮

また、審査にあたり必要な項目を追加して依頼を行う可能性がある。

(9) 既存調査結果の有効活用

「バングラデシュ国省エネルギーマスタープラン策定プロジェクト」等における既存調査結果（省エネルギー促進に向けた取り組み状況、調査国の基礎情報等）を十分に活用し、調査の効率化を図る。

(10) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下、JICA 環境社会配慮ガイドライン）上、JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できないコンポーネントを含み、且つそのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されるため、カテゴリ分類としてFIが見込まれている。

JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できないTSL（Two Step Loan）については、上記の JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定手続きを作成し、実施機関の環境社会配慮にかかる能力を確認の上、必要に応じてその能力の強化等を提言する。

(11) バングラデシュ政府内の事業承認手続き

通常、バングラデシュでの円借款・技術協力事業実施については、当該事業にかかるバングラデシュ政府内での事業計画（Development Project Proposal：DPP）が承認されていることが必要となる。また、円借款資金はバングラデシュ財務省を通じて実施機関に転貸されるが、その際財務省と実施機関の間で転貸契約書（Subsidiary Loan Agreement：SLA）の締結が必要なため、本業務を担うコンサルタントは円借款事業の円滑な実施のため、SLA の作成及び DPP 策定・承認に係る側面支援を行う。

7. 業務の内容

効率的に業務を実施するために必要な調査方法、手順等を国内準備作業、現地作業及び国内作業毎に具体的に示し、全体として効率的な調査工程をプロポーザルにて提案すること。

- (1) 国内準備作業及びインセプション・レポートの説明・協議
 - 1) 関連資料・情報の収集・分析
 - ・既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な業務内容及び工程を検討する。検討に当たっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICA と十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。
 - 2) インセプション・レポートの作成
 - ・上記の結果や調査に当たって必要な実施機関等に対応を求める事項などを取り纏めてインセプション・レポートを作成し、JICA に説明する。
 - 3) インセプション・レポートの説明・協議
 - ・JICA からのコメントを反映させて、インセプション・レポートを完成させ、バングラデシュ実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

- (2) バングラデシュの開発政策・上位計画の中での事業の位置付け・背景の確認
 - 1) バングラデシュにおける省エネルギーに係る政策・実施状況及び課題
 - ・バングラデシュにおけるエネルギー・電力需給動向、電化の状況、気候変動対策（緩和策）にかかる政策、省エネルギー促進政策、関連する電力・エネルギー政策、環境政策等（「第6次五ヶ年計画（2011-15 年度）」等の上位開発計画も含む）とその実施状況を把握すると共に、本事業の位置付けを確認する。
 - 2) 関連する基礎情報の収集・分析
 - ・省エネルギーに関する法制度、組織体制について確認する。

- (3) バングラデシュにおける省エネルギー促進に向けた取り組み状況の確認
 - 1) 開発主体、事業内容、導入技術・事例等
 - ・バングラデシュにおいて普及している、もしくは今後の普及が見込まれる省エネルギー技術をリストアップし、それぞれの技術の普及状況、一般企業への省エネルギー意識調査を通じた普及の今後の見通し、需要動向、資金ニーズを確認する（再委託可能）。また、それぞれの技術の普及事業の実施主体（バングラデシュ公的機関、ドナー、NGO、海外民間企業、バングラデシュ民間企業、その他）、事業内容、導入技術・事例を確認する。
 - ・バングラデシュにおいて他ドナーがこれまでに実施してきた支援の概要及びその実施状況、事業スキーム、教訓や課題を整理する。
 - 2) コスト、収益性
 - ・バングラデシュにおいて普及している、もしくは今後の普及が見込まれる省エネルギー技術につき、それぞれの技術のコスト及び収益性（投資コストと経費節減効果の比較）を確認する。
 - ・円借款事業の必要性を見極める観点から、商業ベースで十分な収益性が見込ま

れるプロジェクトの有無、その収益性等についても関係者から聴取する。(一般的に、商業ベースで十分な収益性が見込まれ、リスクが低く、利益の追求を目的とするサブプロジェクトに対する譲許的な公的支援の必要性は低いものと考えられる。)

3) 資金調達

- ・ バングラデシュにおける省エネルギー推進に係る必要資金の調達状況の概要(調達先、調達形態(借款、グラント)、調達規模、調達コスト等)を確認する。

4) 公的支援(補助金、譲許的融資等)の有無と必要性

- ・ 上記3)で確認された必要資金のうち、バングラデシュ政府(政府系金融機関を含む)からの公的支援(補助金、優遇税制、譲許的融資等)の概要を確認する。また、バングラデシュ政府の省エネルギー推進に係る外資導入状況、バングラデシュ企業、外国企業、外国資本出資企業及び外国製品等への優遇策に関しても併せて確認する。
- ・ 省エネルギー推進を対象とするバングラデシュでの市中金利での融資条件、補助金等の公的支援制度等を踏まえ、公的支援の必要性を確認する。

5) 省エネルギー事業拡大・普及に際してのボトルネックの検証

- ・ 省エネルギー事業拡大・普及に際してのボトルネック及び今後の見通しに係る把握・整理・分析を行う。
- ・ バングラデシュにおいてはエネルギー価格が低水準に留まっていることが、省エネルギー推進上の大きなボトルネックになっていると考えられる。そのため、関係機関やシンクタンク、有識者等の意見を踏まえ、国際的なエネルギー価格の趨勢と併せて、妥当と考えられるエネルギー価格の水準の予測を行う。

(4) 事業計画の策定

上記調査結果を踏まえて、以下の項目を含む事業計画を策定する。

1) 省エネルギー推進支援コンポーネント

以下の項目を含む検討を行う。

(ア) 本コンポーネント実施の意義と必要性

以下の側面から本事業の実施意義と必要性を確認し、詳述する。

ア) JICAが日本の公的資金(円借款)を活用してTSLを供与する意義・必要性

イ) JICAがTSLを供与することで民間資金をクラウドファンディングアウトするリスクの有無

ウ) 日本が提供できる付加価値

エ) IDCOLを含む金融機関の比較検討、IDCOLを介したTSL供与の妥当性、意義

(イ) 円借款支援対象サブプロジェクト選定にあたっての評価基準案の策定

上記(2)(3)を踏まえ、技術の適用性、導入普及の可能性、市場規模、事業の持続性、経済性、支援スキームの妥当性等の観点からサブプロジェクト選定にあたっての評価基準案を策定する。

(ウ) 具体的なサブプロジェクト候補案件のリストアップ（個別候補案件の公的支援の必要性確認を含む）

・サブプロジェクト候補案件をリストアップし、その実施主体、内容、ニーズ、コスト、設備・資機材のコスト負担スキーム（マイクロファイナンスの活用可能性の検討を含む）、所有形態、運営/維持管理体制等の概要を整理する。

・なお、JICA 環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ A に分類される分野や地域は、サブプロジェクト対象案に含めないこととする。

(エ) エンドユーザーの資金需要把握

現地企業および現地工場向け機材を納入している商社等へのヒアリングを通じて、①エネルギー管理、②家電ラベリング、③環境建築基準（Green Building Code）のカテゴリ別の資金需要を確認する。ヒアリング結果を取り纏め、TSL の資金需要額を概算として見積もる。

2) コンサルティング・サービス

・ IDCOL、SREDA の事業実施体制構築や能力向上を支援する必要がある場合は、必要となる主要 TOR を明確にした上でコンサルティング・サービスの検討を行う。

・ IDCOL 向けの融資判断能力の向上、SREDA 向け案件発掘能力等の実施能力の向上や、仲介金融機関向けの案件実施・運営維持管理能力向上、返済計画策定支援、バングラデシュの一般企業に対する省エネルギー推進に関する啓蒙活動、省エネルギー技術導入に係る技術支援案に係る検討を行う。

3) 技術支援の提案

・ 策定途上にある省エネルギー制度の構築に係る課題の特定、それを踏まえた有償付帯技プロ案を検討する。

・ なお、技術支援に係ると目される関係機関においては、本件について緊密に協議を行い、一方的な提案にならないように留意し、その提案の実施可能性についても十分に配慮する。

4) 全体の事業計画の策定

(ア) 概略事業費積算

・ 本事業では、エネルギー効率・省エネルギー技術を、①エネルギー管理、②家電ラベリング、③環境建築基準（Green Building code）の3種類に分類するが、①～③の各サブプロジェクト候補への支援に必要とされる支援規模に係る暫定的な内訳の積み上げに基づいた概算資金ニーズを参照しつつ、過去の他ドナーが既に実施済みの事業の進捗状況や教訓、その後の IDCOL の融資の承諾・実行の状況、審査体制等の事業実施能力、公的支援の必要性を踏まえ総事業費及び円借款支援額の検討を行う。

・ 本事業の概略事業費については、以下に従って積算を行う。なお、報告書には概略事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は記載しない。

a) 本体事業費（IDCOL および仲介金融機関、技術支援機関への支払い費用、その他必要な運営コストや、サブプロジェクトを運営するために他に必要とされる金融費用・手

数料等も必要に応じて含める

b) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

c) 本体事業費に関する予備費

d) 建中金利

e) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

f) その他 1

- ・ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用（該当する場合）
- ・ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

g) その他 2（円借款融資非適格項目）

- ・ 関税・税金
- ・ ディスバースに伴う銀行手数料
- ・ 事業実施者の一般管理費
- ・ 建中金利

このうち、下線部については JICA からその算出方法を指示することがある。

- ・ 上記で算出される事業費については、想定される事業の進捗に応じて、事業実施期間中における各暦年へ割り振った計画を策定し、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。
- ・ 積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月版）を参照する。また、同マニュアルを参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

(イ) 事業（融資）スキーム

- ・ SREDA、IDCOL の事業実施能力の確認を行った上で、サブプロジェクトの実施を担保する最適な融資スキーム・実施体制を比較分析し、提案する。
- ・ 個別サブプロジェクト案件として組成するのではなく、IDCOL がサブプロジェクトを組成する意義、妥当性等について整理を行う。
- ・ 本事業の融資スキームの実施機関となりうる機関を選定する（IDCOL および/あるいはその他の仲介金融機関）。その際には、軽微に各機関の経営財務状況、安定性、信用力等を鑑みて選定する。
- ・ 上記検証結果をもとに、本事業のサブプロジェクトに係る関係機関（中央銀行、仲介金融機関、借入企業等）の役割を明確化し、役割分担表・関係図（融資スキーム）を作成する。
- ・ 上記の検証結果をもとに、本事業を実施するために必要な実施体制（前述の複数のアクターを含む実施体制）案を提案する。検討に際しては、担当部署・人員数、人員要件および人材開発方針、組織内の調整・意思決定プロセスを含む。また、既存組織の制約等、実現可能性を配慮しながら、事業遂行のために必要な内容を提案する。さらに、適切に環境社会配慮に即したサブプロジェクト対象選定を担保するために、実施機関の環境社会配慮能力を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を後述 5)「技術支援スキームの選定」にて提案する。
- ・ IDCOL からの融資条件（金利、据置期間、返済期間等）について過去の他ドナーが行っている支援を参考に検討を行う。金利水準の設定については、想定される円

借款事業による融資がバングラデシュの市場を過度に歪めることがないよう、過去の他ドナーの IDCOL 及びその他政府系金融機関等への融資実績等を踏まえ適切な金利水準が設定されるよう検討する。

- ・ 円借款を原資に支援を行う事業からの返済金の特別勘定(リボルビング・ファンド)の設定等についても、過去他ドナーが行った支援方法を参考に、想定される円借款事業に適した融資スキームを検討する。
- ・ IDCOL が連携する仲介金融機関の選定基準を、他の選考類似例と比較検討し、提案する。この際には、具体的・定量的なクライテリア案も併せて提案する。

(ウ) 資金計画

- ・ 全体事業費及び融資対象額の内訳(外貨・内貨別)に基づき、想定される事業計画の進捗に応じて事業実施期間中における各暦年へ割り振った資金需要計画を作成する。具体的な割り振りの方法、資金需要計画の様式については、別途 JICA が指示することがある。
- ・ 資金需要計画に基づき、借款対象外部分を含めた資金調達について、他ドナーのこれまでの支援実績及び今後の支援方針を踏まえ検討する。

(エ) 実施スケジュール

- ・ 全体の事業計画に基づき、借款対象部分に係る事業実施スケジュールを作成する(JICA の様式に基づく)。
- ・ キーとなる実施項目を一覧表にまとめて、実施者、実施部署、実施期限、実施の確認手段を含めたアクションプランを作成する。
- ・ コンサルティング・サービスについては、ショートリスト、コンサルタント選定書類作成からプロポーザル評価、契約までのプロセス及び必要な期間を明確化する。

(オ) 事業効果

本事業を 1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、定量的指標(運用・効果指標)を選定してバングラデシュ側関係機関に提示し、定量的・定性的指標の設定に必要な情報・データを入手したうえで指標項目及びその目標値についてバングラデシュ側関係機関と協議し、ベースライン値と事業完成2年後を目途に目標値を設定する。目標値の設定にあたっては、目標値の根拠及び値の妥当性についてもバングラデシュ側関係機関と協議、確認する。将来事業評価に実施するにあたっての留意事項についても整理してバングラデシュ側関係機関に提示し、意見を求め、整理する。定量的指標には、エネルギー消費削減量、CO2 削減量の算出を含む。本案件においては、内部収益率の算出は不要。

(カ) 事業計画書の策定

- ・ 事業計画書の策定及び DPP (案)(バングラデシュ内での事業承認のために必要なペーパー)の策定支援を行う。内容については、本事業の原案がそのまま適切に反映されるよう留意する。(事業費やコンサルティングサービス MM 等が不適切に削減されないように配慮)

(キ) 転貸契約(SLA)の策定

- ・ 円借款資金はバングラデシュ財務省を通じて実施機関に転貸されるが、その際財務

省と実施機関の間で締結の必要のある SLA の作成支援を行う。

(5) 事業実施体制、運営/維持管理体制の確認

バングラデシュで実施されている、当該類似業務（エネルギーセクター事業）における実施体制や制度などを調査・把握し、本事業実施・維持管理に必要な体制を検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。なお、本事業では、SREDA および IDCOL が実施機関候補であり、また TSL を実施するにあたっての仲介金融機関の選定も必要であるところ、SREDA、IDCOL、仲介金融候補機関について調査を行う。

1) SREDA の概要

- ・ SREDA の設置法等の法令で定められた業務範囲の確認、組織体制（人事・人材開発、組織内の調整・意思決定プロセスを含む）、財務状況等について確認する。

2) IDCOL の概要

- ・ IDCOL の設置法等の法令で定められた業務範囲の確認、組織体制（人事・人材開発、組織内の調整・意思決定プロセスを含む）、財務状況、融資の承諾・貸付実行状況、返済状況、出資機能の有無・可能性、融資判断基準、融資対象となるサブプロジェクトの特性や概要、バングラデシュの市中銀行と比較した貸付条件の競争性を確認する。
- ・ 現在及び今後予定されている融資対象サブプロジェクトの一覧を作成する（サブプロジェクトの収益性に係る試算も行う）。また、今後予定されているサブプロジェクトに関しては資金ニーズ及び資金手当ての見込みにつき併せて確認する。

3) SREDA の事業実施能力

- ・ サブプロジェクト選定における基準・プロセス、導入技術の選定方法等を踏まえて、SREDA の事業実施能力を分析する。
- ・ 上記の分析を踏まえ、本事業の体制（SREDA の担当部署、人員等）を検討する。
- ・ SREDA の事業実施体制の強化・能力向上を支援する必要がある場合は、コンサルティング・サービスの導入を検討した上で、必要となる主要 TOR 明確化する。

4) IDCOL の事業実施能力

- ・ 仲介金融機関及び直接融資先の選定における基準・プロセス、導入技術の選定方法、融資審査基準・方法・プロセス・体制、融資回収状況等を踏まえて、IDCOL の事業実施能力を分析する。
- ・ 上記の分析を踏まえ、本事業の実施体制（IDCOL の担当部署、人員等に加え、本事業に係る仲介金融機関の選定基準も含む）を検討する。
- ・ IDCOL の事業実施体制の強化・能力向上を支援する必要がある場合は、コンサルティング・サービスの導入を検討した上で、必要となる主要 TOR を明確化する。

5) 仲介金融機関の事業実施能力

- ・ 仲介金融機関の各候補機関に係る事業実施体制、財務状況、貸付先の審査基準・方法・プロセス、融資回収状況を踏まえて事業実施能力を分析する。

- ・ 二次貸付時の仲介金融機関の選定基準、選定方法・プロセス、仲介金融機関からエンドユーザーへの融資基準の策定を行う。

6) 経営改善・キャパシティビルディング

- ・ 実施機関、維持管理・運営機関の経営の現状の分析（定款、規約、政策・制度、人事、財務・会計、組織構造、情報管理、オフィス備品、顧客との関係等）
- ・ 他ドナーや JICA が支援している類似案件との経営状況の比較分析
- ・ 上記を踏まえた経営改善のアクションプランの作成
- ・ 本事業にて取り組むべき経営改善の内容・コスト・スケジュール

7) 運営/維持管理体制の確認、課題分析

- ・ 前述（4）4）で策定された事業計画に基づき、本事業の各サブプロジェクトに係る施設・資機材の運営・維持管理に関する関係機関（SREDA、IDCOL、仲介金融機関、一般企業等）の具体的な役割、連携方法（SREDA のサービスを必要とする融資先の情報共有方法等）を明確化する。
- ・ 省エネルギーマスタープラン策定プロジェクトで提案されているエネルギー管理制度の整備状況（対象事業者の選定・指定、指定事業者に対するエネルギー使用状況にかかる定期報告やエネルギー管理士の配置の義務化、エネルギー管理士・診断士の研修・試験制度の構築等）について進捗を確認し、サブプロジェクトの成果が同制度により把握され、かつ二次貸付の促進材料となるよう、助言・提案を行う。
- ・ 運営・維持管理に関する政府機関、仲介金融機関、一般企業等が、運営・維持管理に必要な能力を技術面・財務面で有しているかを確認する。また能力向上のための具体的な対応策を検討・提案する。
- ・ Steering Committee 等の事業実施に関する調整のためのハイレベル委員会のメンバー構成及びその TOR 案（設置する場合）
- ・ 支払い書類、ディスバース書類の実施機関内の手続きの確認及び必要であればその簡素化の提案（設置する場合）
- ・ 運営・維持管理体制における課題・リスク分析を行い、対応方針をまとめる。
- ・ 本事業においてサブプロジェクトをエンドユーザーに転貸してからの運用/維持管理体制・方法、転貸条件（返済期間、金利、為替リスク）を提案する。
- ・ 運営・維持管理に必要な資金額と資金手当ての方法について検討を行う。なお、資金手当ての方法として、例えば、「バングラデシュ政府からの補助金」という提案に留まらず、実現可能性を含めて確実な案を想定する。
- ・ 汚職対策案の検討を行う。

8) サブプロジェクトに対する融資基準、融資審査マニュアル、技術基準ドラフトの作成

融資申請のあったサブプロジェクトに対する融資基準、融資審査マニュアル及び技術基準の策定を行う。なお、まずは IDCOL にて融資基準に照らし合わせて審査を行い、同審査をクリアしたプロジェクトのみ SREDA の技術基準審査を受けることを想定。（P23 に IDCOL の各種マニュアルの中に記載のある「Document Checklist for

Approval of Solar PV Module and Other appliances under IDCOL Solar Home System(SHS)Program] 参照)

(6) バングラデシュにおける現地セミナー開催

本業務の期間中バングラデシュダッカ市にて、バングラデシュ政府、一般企業に対し、省エネルギー化に対する理解促進、省エネルギー機材導入に関する技術支援、紹介を目的とした現地セミナーを開催する。同セミナーは複数回（最低2回を想定）にわたり開催すること、コンサルタントが適宜支援することが想定されているが、説明会への出席人数、開催頻度、開催時期についてはプロポーザル内で提案すること。

想定される業務内容は以下の通りとする。業務実施に際しては、JICA 南アジア第四課へ適宜報告及び情報共有を行い、説明会にて収集した情報は報告書に反映する。

1) 現地セミナーのバングラデシュ側主催機関に対する支援

- ア) 開催目的、日程、内容等に関する打ち合わせ実施、プログラム作成等の支援
- イ) 会場準備、資機材等に係る確認・手配
- ウ) 関係機関高官への出席促進、参加者の取り纏め
- エ) 説明会資料の取り纏め、共有
- オ) その他、参加者への各種伝達及び関係者間の連絡・報告・調整

2) 日本からの参加者に対する支援

- ア) 説明会開催趣旨の説明、情報提供
- イ) 本調査の背景、今後の事業実施の可能性等に係る情報提供
- ウ) 航空券、査証取得、安全管理、宿泊先、車両手配等に関する情報提供
- エ) バングラデシュ滞在中の参加者の案内
- オ) バングラデシュ側関係機関との面談希望聴取、面談の設定
- カ) その他、参加者への各種伝達及び関係者間の連絡・報告・調整

参加する本邦企業の直接経費（航空費、滞在費（日当）、宿泊費、保険料、経費、講師謝金等）については参加企業が負担するため、計上は不要である。また、会場準備や資機材に係る経費は実施機関が負担する。それ以外の上記に係る一切の費用（コンサルタントの人件費等）については、見積書に積算することとする。

(7) カウンターパートの本邦招聘

日本国内にて、日本のエネルギー効率、省エネ技術、関連機材を扱う本邦企業への訪問、協議などを行う。人数は10人程度、2015年5～6月頃に10日間程度を想定している。ただし、それ以外に本邦招聘に適切な時期があれば、プロポーザル内で提案すること。

1) 受け入れ

- ア) 航空券の手配
- イ) 査証の手配（ただし、口上書の作成はJICAが支援）
- ウ) 来日時・帰国時の空港送迎

- エ) 本邦における宿舍手配及び宿泊先への支払
- オ) 保険加入手続き
- カ) 参加者に対する来日時手当及び滞在費（日当）、諸経費の支給
- キ) 招聘日程に基づく参加者の国内移動手配

2) 招聘プログラムの実施

- ア) 招聘日程及びプログラムの作成
- イ) 講師の手配
- ウ) 見学先・実習先の手配
- エ) 視察資料の作成
- オ) 講義・実習・見学の実施

3) 招聘プログラムの監理

- ア) 招聘日程に基づく参加者の引率及び講義・実習・見学における通訳等
- イ) 参加者への各種伝達及び招聘プログラム関係者間の連絡・報告・調整
- ウ) 引率・同行中の参加者の病気・怪我等緊急事態、各種トラブルへの初動対応

招聘プログラムの実施に関する直接経費（航空費、滞在費（日当）、宿泊費、保険料、経費、講師謝金等）については見積書に積算することは不要とし、契約交渉で協議する。それ以外の上記に係る一切の費用（人件費等）については、見積書に積算することとする。なお、会議費（会議費とは、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めない。

(8) バングラデシュにおける省エネルギー化推進にかかる広報

省エネルギー機材導入を検討している一般企業を対象とした、具体的な省エネルギー機材、それによって得られる経済効果、本事業の概要等をまとめた広報素材（イメージ画像・ブローシャー・ビデオ等）を作成する。

(9) 環境社会配慮の確認（環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準の作成及び実施機関の環境社会配慮能力（ESMS）の確認）

「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に基づき、環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定基準や選定手続きを作成し、実施機関の環境社会配慮能力を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を提案する。

1) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。

(ア) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び社会経済状況等）の確認

(イ) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

- ① 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
- ② JICA 環境ガイドライン（2010年4月）との整合性
- ③ 関係機関の役割

(ウ) 環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準・手続きの確認（サブプロジェ

クトにカテゴリ A が選定される可能性があるか明確化する)

(エ) 実施機関の環境社会配慮能力強化策の提案

なお、当項目は、前述 7. (4) 1) (ウ) においてサブプロジェクト対象が確定した時点で、本事業の環境カテゴリ (カテゴリ C あるいは FI (カテゴリ A を含む・含まない)) を決定するとともに上記作業の実施について改めて検討する必要があるため、本コンサルタントは前述 7. (4) 1) (ウ) が確定した時点で JICA に報告、本件についての協議を行うこと。

8. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。各報告書のバングラデシュ政府への説明・協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得ること。成果品はファイナル・レポートとする。

1) インセプション・レポート

記載事項：調査の背景、調査の目的、調査の実施方針、調査の内容と実施方法、作業計画、調査団の構成と各団員の担当作業及び作業期間、最終報告書目次案

部数：英文 10 部 (JICA 3 部、バングラデシュ政府機関 7 部)

提出時期：2015 年 4 月中旬

2) インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、サブプロジェクトの抽出、事業実施体制、運営/維持管理体制について等

部数：英文 10 部 (JICA 3 部、バングラデシュ政府機関 7 部)

提出時期：2015 年 7 月上旬

3) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果 (要約を含む)

部数：要約版和文 5 部 (JICA)、英文 10 部 (JICA 3 部、バングラデシュ政府機関 7 部)

提出時期：2015 年 11 月上旬

4) ファイナル・レポート

記載事項：バングラデシュ側コメントを反映させた調査結果の全体成果 (要約を含む)

部数：英文 (製本版) 20 部 (JICA 5 部、バングラデシュ政府機関 15 部)

英文 (簡易製本版) 5 部 (JICA 2 部、バングラデシュ政府機関 3 部)

英文 (CD-R) 5 部 (JICA 4 部、バングラデシュ政府機関 1 部)

和文 (製本版) 5 部 (JICA)

和文 (簡易製本版) 5 部 (JICA)

和文 (CD-R) 5 部 (JICA)

提出時期：2016年2月

※ファイナル・レポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、調査終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途 JICA と十分に協議の上決定する。

- ア) コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報。
- イ) 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報。
- ウ) 民間企業の事業や財務に関わる情報。

(2) 報告書の作成・印刷仕様

ファイナル・レポート以外の報告書の作成仕様は、A4 版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。ファイナル・レポートの仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づき作成するものとする。(当ガイドラインは JICA ホームページ 調達情報 関連規程・ガイドライン等を参照のこと。)

(3) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付した上で調査終了後 JICA に提出する。

(4) その他提出物

1) 議事録等

先方政府との各調査報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。

2) 業務報告書

JICA の規定により、業務日誌を添付した月例業務報告を翌月 15 日までに JICA に提出する。

3) 先方政府への提出書類

先方政府への提出文書は、その写しを JICA (現地調査の場合は JICA バングラデシュ事務所長も含む) に速やかに提出する。

4) 概略事業費詳細

概略事業費の詳細を JICA へ提出する。

(5) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

2) 各調査報告書は、バングラデシュ政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。

- 3) 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 4) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を3~5ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約、英文サマリーの最初の部分に入れること。
- 5) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 6) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 7) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 8) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。
- 9) 本調査の結果得られた政策・施策（法律、基準、目標、計画、支援制度等）に係る文献、情報、データについては、出典及び時点を明記した上で、重要なものについては、出典となる原文とともに日本語訳を参考資料として報告書に添付する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2015年4月中旬より国内準備作業を開始し、2016年2月下旬までにファイナル・レポートを作成、提出する。

※2015年度ラマダンおよび第一、二イードの時期に留意して現地調査の予定を組むこと。

ラマダン期間(6/18-7/16)、第一イード(7/17-20)、第二イード(9/23-9/26)

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

約30.0 M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

本業務には、下記の担当分野を想定している。なお、上記の業務量を超えない範囲において、担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／省エネルギー(2号)
- 2) 省エネルギー技術(2号)
- 3) エネルギー管理
- 4) 市場分析・事業計画策定
- 5) 経済・財務分析(2号)
- 6) 融資スキーム
- 7) 融資審査
- 8) 環境社会配慮
- 9) 業務調整・社会調査

3. 相手国の便宜供与

調査実施前に JICA はバングラデシュ側実施機関と調査内容・便宜供与内容等につき合意する予定。

4. 貸与資料・閲覧資料

(1) 貸与資料

以下の資料のコピーを貸与する。ご希望の方は南アジア部南アジア第4課(03-5226-8677)までご連絡ください。

- ・ IDCOL「IDCOL Renewable Energy Program Implementation Status and Fund Requirement」(2011年)
- ・ The project for Development of Energy Efficiency & Conservation Master Plan Final Report

(2) 閲覧資料

以下の資料はバングラデシュ政府、JICA、その他機関のウェブサイト等にて閲覧する

- ・ 国際協力機構「貧困プロフィール（バングラデシュ人民共和国）」（2012年度）
- ・ 日本貿易振興機構「BOP ビジネス潜在ニーズ調査報告書：バングラデシュのエネルギー分野」（2011年3月）
- ・ 世界銀行（Energy Sector Management Assistance Program (ESMAP)）「Restoring Balance: Bangladesh' s Rural Energy Realities」（2009年3月）
- ・ 世界銀行（Independent Evaluation Group）「The Welfare Impact of Rural Electrification: A Reassessment of the Costs and Benefits」（2008年）
- ・ World Resource Institute「POWER TO THE PEOPLE: Investing in Clean Energy for the Base of the Pyramid in India」（注：Grameen Shaktiによる家庭用太陽光発電システム（SHS）普及プログラムに関するケース・スタディが含まれる。）
 < http://pdf.wri.org/power_to_the_people.pdf >

その他、IDCOLの事業概要、各種マニュアル、技術仕様書、報告書等はIDCOLのウェブサイト（<http://www.idcol.org>）、SREDAについては電力鉱物エネルギー省 Power Divisionのウェブサイト（<http://www.sreda.gov.bd/>）にて閲覧すること。

5. 現地再委託

現地再委託による実施が望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案する。

現地再委託契約にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務の遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. 調査用資機材

業務上必要な機材があれば、プロポーザルにて提案すること。

7. その他留意事項

（1）複数年度契約

本調査については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

（2）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAバングラデシュ事務所、在バングラデシュ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、

現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以 上